

令和 3 年 第 1 回 (3 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

(議 案 第 3 6 号 ~ 議 案 第 5 0 号)

令和3年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 36号	川口市行政組織条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 37号	川口市職員定数条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 38号	川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を 改正する条例……………	3
議案第 39号	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例……	4
議案第 40号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	10
議案第 41号	川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定 める条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 42号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 43号	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	14
議案第 44号	川口市学校給食条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 45号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条 例……………	16
議案第 46号	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例……………	21
議案第 47号	包括外部監査契約の締結について……………	22
議案第 48号	市道路線の廃止について（新郷第49号線）……………	23
議案第 49号	市道路線の廃止について（鳩ヶ谷第9029号線）……………	24
議案第 50号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	25

議案第 36号

川口市行政組織条例の一部を改正する条例

川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条危機管理部の事務分掌中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同事務分掌に第1号として次の1号を加える。

(1) 危機管理の統括に関すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 37号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 510人」を「2, 543人」に改め、同項第2号中「23人」を「24人」に改め、同項第3号中「555人」を「573人」に改め、同項第8号中「580人」を「587人」に改め、同項第9号イ中「880人」を「884人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 38号

川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公益財団法人全国市町村研修財団

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 39号

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成29年法律第70号）」の次に「、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）」を加える。

第2条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 飲食店営業許可申請手数料

ア 新規の場合 1件につき 17,600円

イ 継続の場合 同 14,000円

(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 6,800円

イ 継続の場合 同 5,400円

(3) 食肉販売業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 10,700円

イ 継続の場合 同 8,500円

(4) 魚介類販売業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 10,700円

イ 継続の場合 同 8,500円

(5) 魚介類競り売り営業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 24,500円

イ 継続の場合 同 19,600円

(6) 集乳業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 10,700円

イ 継続の場合 同 8,500円

(7) 乳処理業許可申請手数料

ア 新規の場合 同 24,500円

- イ 継続の場合 同 19,600円
- (8) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (9) 食肉処理業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (10) 食品の放射線照射業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (11) 菓子製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 15,400円
 - イ 継続の場合 同 12,300円
- (12) アイスクリーム類製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 15,400円
 - イ 継続の場合 同 12,300円
- (13) 乳製品製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (14) 清涼飲料水製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (15) 食肉製品製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (16) 水産製品製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (17) 氷雪製造業許可申請手数料

- ア 新規の場合 同 24,500円
イ 継続の場合 同 19,600円
- (18) 液卵製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 15,400円
イ 継続の場合 同 12,300円
- (19) 食用油脂製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 24,500円
イ 継続の場合 同 19,600円
- (20) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 17,600円
イ 継続の場合 同 14,000円
- (21) 酒類製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 17,600円
イ 継続の場合 同 14,000円
- (22) 豆腐製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 15,400円
イ 継続の場合 同 12,300円
- (23) 納豆製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 15,400円
イ 継続の場合 同 12,300円
- (24) 麺類製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 15,400円
イ 継続の場合 同 12,300円
- (25) そうざい製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 24,500円
イ 継続の場合 同 19,600円
- (26) 複合型そうざい製造業許可申請手数料
ア 新規の場合 同 35,000円
イ 継続の場合 同 28,000円

- (27) 冷凍食品製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (28) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 35,000円
 - イ 継続の場合 同 28,000円
- (29) 漬物製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 15,400円
 - イ 継続の場合 同 12,300円
- (30) 密封包装食品製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円
- (31) 食品の小分け業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 15,400円
 - イ 継続の場合 同 12,300円
- (32) 添加物製造業許可申請手数料
 - ア 新規の場合 同 24,500円
 - イ 継続の場合 同 19,600円

第12条中「のにおいて」を「において」に改める。

第17条第4号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第6号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第8号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同条第12号中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第14号中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同条第15号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第16号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第24条中「第22条」を「第23条」に改め、同条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条の次に次の1条を加える。

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事務の手数料の額等)

第21条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づき市長に発行等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(衛生証明書に限る。)の発行
手数料 1件につき 870円

(2) 法第17条第2項の規定に基づく適合施設認定申請手数料

ア 市長が実地に調査を行う場合 同 20,900円

イ ア以外の場合 同 10,400円

附則に次の見出し及び2項を加える。

(食品衛生法に関する事務手数料の額等の特例)

3 第2条各号の規定にかかわらず、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下この項及び次項において「整備令」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例により同条に規定する営業を行う者が、同条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされる期間の満了の日までの間に、当該営業について、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(次項において「新法」という。)第55条第1項の規定に基づき許可の申請をしようとする場合(当該営業が整備令による改正後の食品衛生法施行令(次項において「新令」という。)第35条各号に規定する営業に相当すると市長が認める場合に限る。)の手数料の額は、第2条各号に規定する継続の場合における手数料の額とする。

4 第2条第16号、第29号及び第31号の規定にかかわらず、令和3年6月1日前に食品衛生に関する条例(以下この項において「条例」という。)第2条第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる営業の許可を受けていた者であって、整備令第9条の規定により当該営業を行うものが、同表の中欄に掲げる営業について新法第55条第1項の規定に基づき許可の申請をしようとする場合の手数料の額は、令和6年5月31日までの間は、同表の右欄に定める額とする。

--	--	--

条例第2条第1項第3号に掲げる営業	新令第35条第29号に掲げる営業	12,300円
	新令第35条第31号に掲げる営業 (同条第29号に該当する営業において製造された食品に係るものに限る。)	12,300円
条例第2条第1項第4号に掲げる営業	新令第35条第16号に掲げる営業 (条例第2条第1項第4号に掲げる営業に相当すると市長が認めるものに限る。)	19,600円
	新令第35条第31号に掲げる営業 (同条第16号に該当する営業(条例第2条第1項第4号に掲げる営業に相当すると市長が認めるものに限る。))において製造された食品に係るものに限る。)	12,300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条の改正規定 公布の日

(2) 第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とする改正規定、第24条の改正規定及び同条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする改正規定、第20条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定 令和3年4月1日

(3) 前2号及び次号に掲げる規定以外の規定 令和3年6月1日

(4) 第17条の改正規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市保健衛生関係事務手数料条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 40号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第31号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 41号

川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例（平成29年条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例

第1条中「基準等」を「基準」に改める。

第4条から第8条までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第8条の規定により同法第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「新法」という。）第57条第1項の規定による届出をしなければならない者に関するこの条例による改正前の川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第4条、第6条及び第7条の規定の適用については、新法第57条第1項（新法第68条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする日又は令和3年11月30日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備令」という。）第9条の規定により同条に規定する営業を行う者に関する旧条例第4条及び第7条の規定の適用については、当該営業について新法第55条第1項の許可を受ける日又は令和6年5月31日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

4 整備令附則第2条の規定によりなお従前の例により同条に規定する営業を行う者に関する旧条例第5条及び第7条の規定の適用については、当該営業について新法第55条第1項の許可を受ける日又は整備令附則第2条の規定によりなお従

前の例により営業を行うことができることとされる期間の満了の日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 42号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第22条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 43号

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条の表川口市立医療センターの項中「心臓外科」を「心臓血管外科」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 44号

川口市学校給食条例の一部を改正する条例

川口市学校給食条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。
第2条中「川口市立中学校」の次に「（川口市立高等学校附属中学校を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 45号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項第4号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第5号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ア(ア)中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項第6号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第7号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条第2項中「非住宅部分の床面積の合計（同項第3号）」を「非住宅部分の床面積の合計（前項第3号）」に改める。

第9条第2項中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

別表第3中

住宅用途を含む建築物の住戸部分を除く部分及び住宅用途を含まない建築物	300平方メートル以内の場合	10,000円	を
	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	31,000円	

住宅用途を含む建築物の住戸部分を除く部分及び住宅用途を含まない建築物	300平方メートル以内の場合	10,000円	に改める。
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	19,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	31,000円	

別表第4中

共同住宅の共用部分	300平方メートル以内の場合	111,000円	を
	300平方メートルを超え、2,	192,000円	

000平方メートル以内の場合	
----------------	--

共同住宅の共用部分	300平方メートル以内の場合	111,000円
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	145,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	192,000円

住宅用途を含む建築物の住戸部分及び共用部分を除く部分並びに住宅用途を含まない建築物	300平方メートル以内の場合	250,000円	102,000円
	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	412,000円	171,000円

住宅用途を含む建築物の住戸部分及び共用部分を除く部分並びに住宅用途を含まない建築物	300平方メートル以内の場合	250,000円	102,000円
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内の場合	317,000円	130,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	412,000円	171,000円

る。

別表第4の2中

省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	250,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円

省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	250,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	317,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	412,000円

省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	102,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円

省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合	300平方メートル未満の場合	102,000円	に改め
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円	

る。

別表第4の3中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円	を
-----------------------------	---------	---

300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,000円	に改める。
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円	

別表第5中

非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	10,000円	を
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円	

非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	10,000円	に改め
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,000円	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円	

る。

別表第6中

省令第10条第1号イ(1)	非住宅用途を含む建築物の	300平方メートル未満の場合	250,000円
---------------	--------------	----------------	----------

及びロ(1)に定める基準に適合する場合	非住宅部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合	412,000円	を

省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円	に、
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の場合	317,000円	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合	412,000円	

省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円	を
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合	171,000円	

省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円	に改め
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の場合	130,000円	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合	171,000円	

る。

別表第7中

省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円	を
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の場合	412,000円	

省令第1条第1項第1号イに定める基準	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	250,000円
--------------------	-------------------	----------------	----------

に適合する場合	300平方メートル以上 1,000平方メートル 未満の場合	317,000円	に、
	1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満の場合	412,000円	

省令第1条第1項第1号に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円	を
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円	

省令第1条第1項第1号に定める基準に適合する場合	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円	に改め
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円	

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市建築基準法等関係事務手数料条例別表第3から別表第7までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 46号

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「611, 700人」を「637, 900人」に改め、同項第3号中「192, 700立方メートル」を「195, 600立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 47号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和3年4月1日
- 3 契約の金額 15,280,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 川口市戸塚3丁目24番19号
公認会計士 米田正巳

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 48号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第 49号 線	大字赤井字谷田1277番地先	大字赤井字谷田1275番地先		1.8	21.4

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 49号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩ヶ谷 第9029号線	大字辻字永堀792番2地先	大字辻字永堀789番1地先		1.8	43.2

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 50号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

吉澤敏夫 昭和25年4月17日生 川口市柳崎1丁目19番32号
令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 吉澤敏夫

生年月日 昭和25年4月17日

現住所 川口市柳崎1丁目19番32号

平成 元年 7月 株式会社新光工業代表取締役

平成22年 4月 川口市管工事業協同組合副理事長

平成27年 7月 人権擁護委員

平成30年 7月 人権擁護委員

令和 2年 6月 一般社団法人埼玉県消防設備協会理事